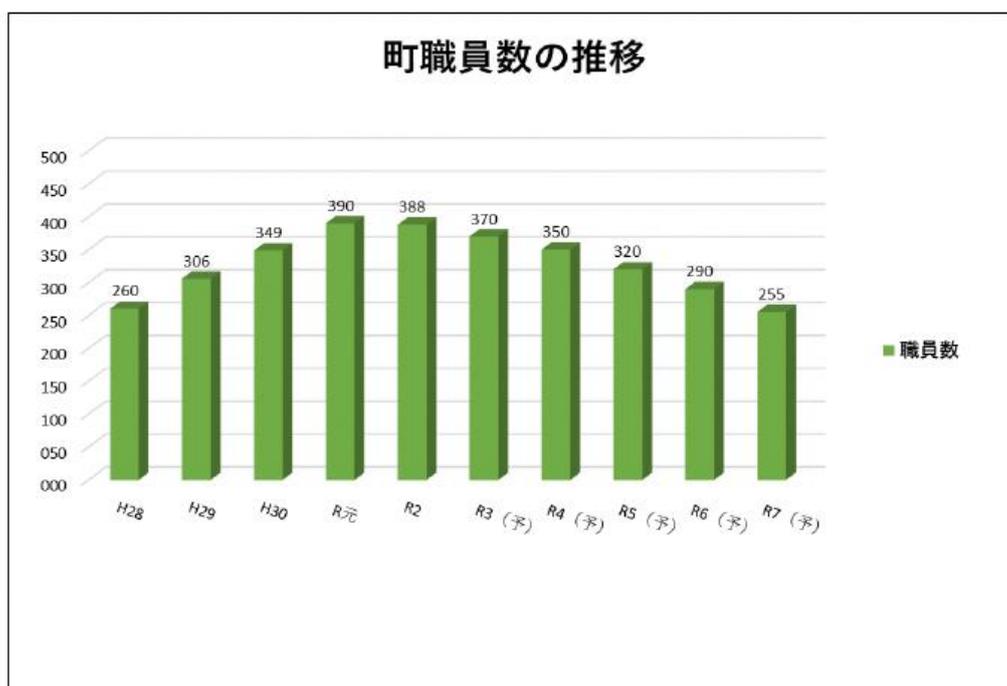


町立保育所における調理業務の民間委託について

1. 背景

益城町では、令和4年（2022年）3月に第5次益城町行政改革大綱（以下「行革大綱」という。）を策定し、職員定数管理の適正化を掲げている。これは、平成28年（2016年）に260人であった職員数が、平成28年熊本地震による業務量増加に伴い、任期付職員を多く雇用したことで、令和2年（2020年）には388人に拡大したためであり、行革大綱では、令和7年（2025年）までに職員数は、地震前の人数を下回る計画としている。また、職員減少に伴う行政サービスの低下を防ぐため、限られた財源の中で、行政以外でも対応できる事業については、積極的に民間委託の推進を図ることとしている。



（資料：総務課）

この取組みの一環として、本町では、長らく学校給食及び町立保育所調理業務に対応するため、多くの正職員を雇用してきたが、平成31年度から学校給食センターの復旧工事に併せて学校給食調理業務の外部委託を開始し、公設民営による学校給食の提供を開始した。これにより、外部委託の検討が始められた平成26年度以降は、調理を行う正職員の新規採用が停止し、在職者の定年退職等が進んだ結果、現在、町立保育所の調理業務を担う人材は減少し続けている。

2 町立保育所の給食の状況

本町には、第1保育所から第5保育所までの町立の認可保育所があり、公設公営で保育施設を運営している。

各園の設立年と利用定員、利用児童数については、下表のとおりである。

R5.4.1現在

園名	所在	設立	利用定員	在園児童	1日あたり 提供食数
第1保育所	福富651	昭和31年4月	100	93	108
第2保育所	砥川125-1	昭和33年4月	75	72	87
第3保育所	上陳361	昭和36年4月	60	51	66
第4保育所	木山567-1	昭和40年4月	100	100	115
第5保育所	福原529-2	昭和42年4月	75	70	85

すべての保育施設において、自園調理を行っており、0歳～2歳児の未満児には1日2回、3～5歳児の以上児には1日1回の間食（おやつ）を提供し、月曜日から土曜日までの保育施設の開園日に、上記の間食（おやつ）と昼食を提供している。

なお、3～5歳児の以上児の主食であるご飯については、家からの持参方式を採用している。

3 町立保育所の給食提供職員体制

第1保育所から第5保育所までの給食提供職員体制は、下表のとおりである。

令和4年4月1日現在

園名	調理員				平均年齢
	正職員	再任用	会計年度	人数	
第1保育所	0	1	4	5	56.80
第2保育所	0	1	3	4	57.50
第3保育所	1	0	3	4	60.50
第4保育所	1	0	3	4	53.50
第5保育所	1	0	3	4	59.50
計	3	2	16	21	57.52

令和5年5月現在

園名	調理員				
	正職員	再任用	会計年度	派遣職員	計
第1保育所	0	1	4	2	7
第2保育所	0	1	2	3	6
第3保育所	1	0	3	0	4
第4保育所	1	0	3	2	6
第5保育所	1	0	3	0	4
計	3	2	15	7	27
割合	11.11%	7.41%	55.56%	25.93%	

非正規職員割合 81.49%

各園4～7名の調理員をシフト制で、平日3～4名体制、土曜1名体制により、給食を提供している。令和5年5月現在の調理員の正職員の割合は11.11%と低く、平均年齢も52.33歳となっている。正職員が退職した後の再任用職員も7.41%となっており、非正規雇用である会計年度任用職員（55.56%）と派遣職員（25.93%）に依存しながら運営している。会計年度任用職員の平均年齢も非常に高く、今後、職員の採用を積極的に実施しなければ運営自体もままならない状況になる可能性が高い。

既に傷病による欠勤等も突発的に発生しており、シフト制で、休暇対応をとっているものの、前述した突発的な欠勤時には、調理師資格を持った保育士が代替職員として、調理業務を行っており、提供体制としては脆弱な状態である。正職員の求人については、前述した、町職員の定数管理の適正化の観点から、募集を停止しており、会計年度任用職員の求人にあたっては、町広報紙、ハローワーク等で実施しているものの、集まりづらく、令和4年度から初めて派遣職員により、人員を確保した。

現状の問題点

- ・町職員定数管理の適正化により、正職員の雇用が見込めず、非正規職員に依存しながら運営を行っている。
- ・調理員の突発的な欠勤の際は代替職員がいなく、対応が困難である。
- ・突発的な欠勤には提供メニューの変更により、対応している。

➡ 最悪の場合、給食の提供ができなくなる可能性がある。

4 対応策

町立保育所において、段階的に調理業務の民間委託を行う。

民間委託の実施にあたっては、次の点を留意し、受託者の要件も次のとおり整理する。

留意点

- ・町立保育所を利用している保護者の不安を拭うため、民間委託を行う背景も含め、十分に説明を行う。
- ・労働局が指摘する偽装請負に抵触する可能性があるため、業務の線引きをしっかりと行っておく。
- ・単年度の短期契約では、安定的な雇用が図れないことから、委託期間を3年～5年の中長期期間とする。
- ・正職員の調理員を町で雇用していることから、同時に5園すべての園で民間委託を行うのではなく、段階的に民間委託を行う保育施設を増やしていく。

受託業者の要件

受託業者の条件と内容は具体的には委託仕様書により定めることとし、主に次の事項を基本要件として定める。

- ① 受託実績があり、業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有する。
- ② アレルギー食への対応や食材等、これまで提供してきた給食の質を落とさない。
- ③ 経営基盤の安定と、危機管理等への対応能力・体制を有する。
- ④ 地元雇用等、地域の実情に十分な配慮を有する。
- ⑤ 食育活動の実施をはじめ、保育士との連携が十分にとれる体制を有する。

5 実施時期

現状の公設公営での運営では、突発的な対応が難しいため、令和6年(2024年)4月からの委託開始に向け、業者の選定を進める。